

子育てのための施設等利用給付認定（新1号）申請書

[注意点]

・誤って記入された場合は二重線を引いてください。

(あて先)

大 阪 市 長

令和 7 年 11 月 8 日

兼 認定区分変更申請書

単身赴任などで一方が大阪市内に居住（別居）している保護者の場合は、大阪市内に居住（同居）の保護者を認定保護者として申請してください。

どちらかにし点をいれてください。

☐ 新 規

☐ 認定区分変更

※新2・3号から新1号へ切り替える方は
こちらにチェックをしてください。

認 定 保 護 者 ※	現住所	大阪市北区中之島1-3-20 () 方					
	令和8年1月1日現在の住所	□上記と同じ □海外 □大阪市内の他の住所 () 区 □大阪市以外 () 市・区・町・村		令和8年4月1日現在の住所(予定を含む)	□上記と同じ □海外 □大阪市内の他の住所 () 区 □大阪市以外 () 市・区・町・村		
	フリガナ氏名	ヨウチエン タロウ 幼稚園 太郎					
	電 話 (優先的に使う連絡先を○で囲んでください)	自 宅	06	-	0000	-	0000
	携帯(父)	080	-	△△△△	-	△△△△	
	携帯(母)	090	-	××××	-	××××	

※ 上記保護者を、認定通知及び子育てのための施設等利用給付の対象となる保護者とします。

次のとおり、子育てのための施設等利用給付にかかる新1号認定及び副食費補足給付認定を申請します。

認定を希望する期間	令和 8 年 4 月 1 日 ~ 就 学 前 そ の 他 (令和 年 月 日まで)	
利用 (予定) 施設	施設名	〇〇幼稚園
	所在地	大阪市〇〇区〇〇〇 〇-〇-〇
	利用(予定)開始日	令和 8 年 4 月 1 日

世帯構成

※令和8年4月1日現在の年齢を記載してください。

区分	氏名	こどもとの続柄	性別	年齢※	生年月日	勤務先名/通学先名等	市民税の課税状況
申請に係るこども	(フリガナ) ヨウチエン シロウ 幼稚園 二郎	本人	男・女	3	R 4・6・5	令和8年4月からの学年、歳児クラスは小学生以下の方のみご記入ください。 年長は5歳児クラス、年中は4歳児クラス、年少は3歳児クラスとご記入ください。	
	(フリガナ) ヨウチエン タロウ 幼稚園 太郎	父	男・女	42	S H R 58・8・17	(勤務先名/通学先名) (株) ×× (小学校 年) (幼稚園 歳児クラス) (保育所・その他 歳児)	☑課税 ☑非課税
世帯構成員 (世帯分離や単身赴任をしている人も含む)	(フリガナ) ヨウチエン ハナコ 幼稚園 花子	母	男・女	37	S H R 63・10・20	(勤務先名/通学先名) 主婦 (小学校 年) (幼稚園 歳児クラス) (保育所・その他 歳児)	☐課税 ☑非課税
	(フリガナ) ヨウチエン サクラ 幼稚園 さくら	姉	男・女	11	S H R 26・5・19	(勤務先名/通学先名) 〇〇〇小学校 (小学校 6年) (幼稚園 歳児クラス) (保育所・その他 歳児)	☐課税 ☑非課税
	(フリガナ) ヨウチエン イロウ 幼稚園 一郎	兄	男・女	5	S H R 2・4・18	(勤務先名/通学先名) 〇〇〇幼稚園 (小学校 年) (幼稚園 5歳児クラス) (保育所・その他 歳児)	☐課税 ☑非課税
	(フリガナ) ヨウチエン サヲロウ 幼稚園 三郎		男・女	1	S H R 6・9・29	(勤務先名/通学先名) 未就園 (小学校 年) (幼稚園 歳児クラス) (保育所・その他 歳児)	☐課税 ☑非課税
	ひとり親世帯	無・有	在宅障がい者	無・有	生活保護	無・申請中・適用中	
該当有無	令和7年1月以降の保護者の扶養関係の変化 ※該当の有無に○ 無・有 (☐ 婚姻 ☐ 離婚 ☐ その他)						

確 認 事 項

すべての項目に○または☑をしてください。

- ア. 必要書類は、所定の期日までに必ず提出してください。提出がない場合や、期日を過ぎてから提出された場合、決定等に反映されないことがあります。
- イ. 申請内容が事実と相違した場合は、認定を取り消すことがあります。
- ウ. 適正な認定の実施のため、住民基本台帳、課税台帳等の関係公簿を閲覧することがあります。
- エ. 申請内容や同意して得た情報を給付受給資格審査、給付費の算定、その他の付帯業務のために大阪市が利用することがあります。
- オ. 保護者は当該給付費の受領に関する権限を利用する幼稚園の運営団体(法人等)に委任し、当該運営団体が当該給付費を受領します。
- カ. 申請書等に記載した内容や給付決定に関する情報を、必要な範囲で幼稚園に提供することがあります。
- キ. 認定申請中又は認定中に保護者の認定事由に変更があった場合は、速やかに在籍園を通じて大阪市へ届け出てください。
- ク. 令和8年4月1日より認定を希望する方の認定の通知は、事務が集中し審査に時間を要するため、令和8年4月以降となります。(認定決定された場合の認定有効期間開始日は最短で令和8年4月1日からです)